

◆2017年度（H29年度）箕面市一般会計決算認定の件

通告外ではありますが、認定第1号平成29年度(2017年度)箕面市一般会計決算認定の件について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

はじめに、決算の全体像についてですが、歳入総額は639億1,400万円で、前年から103億300万円、19.2%の増となっています。また歳出は613億600万円で同じく113億3,400万円、22.2%の増です。

歳入は、国・府支出金が170億8,200万円で前年度から44億6800万円、35.4%増加し、地方債が65億8700万円で前年から30億4,600万円、86%の増となっています。

一方、おもな歳出のうち、義務的経費としては249億6,500万円で、退職手当などの人件費、公共用地先行取得の繰り上げ償還などの公債費、扶助費などです。普通建設事業費は前年度から95億6,900万円増えた173億6,300万円で、そのうち北大阪急行線延伸整備や新駅周辺整備事業用地取得が42%を占めています。

収支バランスの状況は、基金残高が前年度から少し減って248億3,500万円、市債残高は昨年から40億5,600万円増えて347億8,900万円となりました。いずれも北大阪急行線延伸工事や周辺のまちづくりを含めた関連経費が大きな要因となっています。

財政指標としての問題はないものの、投資的経費に多額の財政投入を行う一方で、社会保障経費や福祉関連経費などが圧縮傾向にあることについて、懸念します。

例えば、箕面市の就学援助は生活保護需要額の1.0~1.2倍となっています。文科省の全国調査では、自治体における基準倍率の1.1倍以下は全国1260自治体のうちの11.7%、1.2倍以下は12.8%、1.3倍以上は46.7%となっています。子どもの貧困対策をうたい、「子育て日本一」を標榜する箕面市ですが、子どもたちへの就学援助は大変お粗末であると言わざるをえません。

また、国民健康保険料の値上げを抑制するための、一般会計からの政策繰り入れも年々減額させています。さらに、福祉輸送利用促進モデル事業、いわゆるオレンジゆずるタクシー運行については、福祉的支援が必要な障害者、要介護者に対して、モデル事業実施前のデマンドバス運行時に登録していた人には無料券を2枚配布し、モデル事業実施以降の登録者には配布しない、という非常に不公平な対応になっています。

次に、不合理な事業、費用対効果の得られない事業が散見されることについてです。

まずマイナンバーカードについて、決算年度の発行枚数は19,200枚で取得

率は僅か13.9%です。その一方で、市の任意事業としてコンビニ交付事業が継続されており、そもそもマイナンバーカードの取得が前提であるコンビニ交付は、箕面市民の約14%の市民しか利用できていないので、大変不公平なサービスとなっています。また市が試算する損益分岐点にも達していません。

「社会保障と税と災害対策」の3分野で個人の特定を行い、「公平公正な社会を実現する」という謳い文句で導入された制度ですが、どのような成果が上がったのか、国は明らかにしていません。制度を悪用した詐欺事件や「なりすまし」が心配されるなかで、市が拡大利用を促進することは評価できません。

サンプラザ公共床活用事業について、この事業の歳入804万円に対し歳出は、1830万円となっています。6階部分は十分な床活用ができておらず、共益費や維持管理費がかさむ一方になっています。さらにサンプラザの1階にも市の床がありますが、これもほとんど有効活用ができないままになっています。

また、多世代交流センター運営費は、おひさまルームの運営費を除き、特別会計介護保険事業費から「介護予防啓発事業」という名目で3,273万円が充当されています。しかし、同センターは高齢者福祉機能をはたす場所として位置づけられていますので、不合理である、とまでは言い切れない側面はありますが、本来ならば一般会計からの運用が適切であると考えます。

つぎに、北急延伸に関わるまちづくり他、市民参画や合意形成のあり方が大変不十分であることを懸念します。今後の箕面のまちづくりにおける市民協働や住民自治の醸成を育む視点を大切にすべきです。

最後になりましたが、市の事業を担っている職員の人事労務管理のありかたについて、メンタル不調を訴える職員数が増えていることについての懸念です。時間外勤務の改善策も講じていただいていることについては、抜本的な解決策とはなっていません。職場のアンケート調査などによる課題究明策を求めてきましたが、市は否定的な見解を示されています。人事評価の在り方や人員体制の見直しなどのほか、公の事業の民間委託や公務労働の非正規化が官制ワーキングプアを生み出す温床となっていることについて、何ら実効性のある検討や手立てがないことについて、あえて指摘しておきたいと考えます。

また職員の成果加算制度が債権回収業務に取り入れられていますが、これも行政事務の性質に照らして、馴染まないと考えています。

決算審査は、事業について、妥当性・有効性・効率性の視点から問題点を抽出し、改善案を考え、その改善案が実施された場合の効果などを想定していく作業であると考えています。その意味で、2017年度の決算において総務常任委員会でもさまざまに議論させていただきました。課題の多くは、執行部の政策判断によるところが多く、今回の決算認定にあたり、課題提起と今後の改善を促す意味をこめて不認定といたします。